

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 買収令書の交付に代える公示
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 調理師特例講習会の実施

## 告示

### 鳥取県告示第四百六十六号

次の土地所有者に買収令書の交付ができないので、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第十一条第二項の規定により、買収令書の交付に代えてその内容を公示する。

昭和三十五年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地等の表示、対価及び所有者の氏名

## 表

## 示

郡、市、区、町、村、大字、字、地番	土地		対竹木の対価	土地所有者住所氏名 (又は名称)	担保権の内容	
	台帳	現況			種類	権利者の住所 氏名 (又は名称)

気高郡気高町青谷大山二一

八六

畑畑 一三六歩

八〇三円

北海道函館市堀川町二番地の一

富田 亀蔵

〃 〃 小塩脇二五六二〇二 畑畑 〇〇三

四四 右 同

三 対価の支払方法 農地法第十二条第二項の規定により供託

二 買収の時期 昭和三十五年十一月一日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十七号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年九月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

- 一 日時 昭和三十五年九月二十七日 午後一時
- 二 場所 鳥取県教育委員会 会議室
- 三 議題

- 1 職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則について
- 2 日野町教育委員会教育長の承認について
- 3 その他

公 告

調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）附則第三項の規定に基づき、次の要領により調理師特例講習会を実施する。

昭和三十五年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 受講資格

鳥取県調理士の免許を受けた者

二 受講手続

1 提出書類及び提出先

受講願書に次に掲げる書類を添えて居住地を管轄する保健所に提出すること。

(イ) 履歴書

(ロ) 鳥取県調理士免許証の写

(ハ) 写真（名刺型で正面、脱帽、上半身、最近六月以内に撮影したもの）

三 講習課目及び時間数

- 1 衛生法規 二時間
- 2 公衆衛生学 六時間
- 3 栄養学 三時間
- 4 食品学 三時間
- 5 食品衛生学 六時間

6 調理理論 二時間

四 講習実施期日及び会場

区 域	期 日	会 場
鳥取保健所	十月四日から 十月七日まで	鳥取市瓦町 鳥取信用組合
郡家保健所	十月十一日から 十月十四日まで	鳥取市東町 自治会館
浜村保健所	十月十五日から 十月十七日まで	青谷町 郡家保健所
倉吉保健所	十月十四日から 十月十七日まで	青谷町 青谷公民館
米子保健所	十月十八日から 十月二十日まで	倉吉市上井 倉吉保健所
根雨保健所	十月二十日から 十月二十四日まで	農業協同組合連合会 米子市角盤町
五 受講料	十月二十四日から 十月二十七日まで	米子市公会堂
	十月三十日から 十月三十一日まで	日野町根雨 根雨公会堂

二七五円（受講願書に鳥取県収入証紙をはりつけること）

六 終了証書

講習会の全課程を修了した者に修了証書を交付する。

七 テキスト

受講者には、テキストを無料配付する。